

<募集要項>

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
1	9	<p>7. 特定事業者の収入</p> <p>(略)</p> <p>④駐車場運営業務からの収入</p> <p>特定事業者は、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、利用者からの使用料のうち民間施設利用者用の駐車台数分は、特定事業者の収入とすることができる。</p> <p>なお、民間施設利用者用の駐車場に係る費用は特定事業者が費用負担し、複合的に整備した駐車場は市の所有とする。</p> <p>※1：市は、公共施設利用者用の駐車台数 120 台分のサービス対価（前頁の「① 市が支払うサービス対価 ア～エ」）を支払う。</p> <p>※2：民間施設利用者用の駐車場（α 台）を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、民間施設利用者用の駐車場（α 台）に係る費用は特定事業者が費用負担する。</p>	<p>7. 特定事業者の収入</p> <p>(略)</p> <p>④駐車場運営業務からの収入</p> <p>特定事業者が、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、市は利用者からの使用料のうち民間施設利用者用の駐車台数分を特定事業者に支払うこととする。</p> <p>なお、民間施設利用者用の駐車場に係る費用は特定事業者が費用負担し、複合的に整備した駐車場は市の所有とする。</p> <p>※1：市は、公共施設利用者用の駐車台数 120 台分のサービス対価（前頁の「① 市が支払うサービス対価 ア～エ」）を支払う。</p> <p>※2：民間施設利用者用の駐車場（α 台）を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、民間施設利用者用の駐車場（α 台）に係る費用は特定事業者が費用負担する。</p>

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
		<p>※3：特定事業者が徴収代行を行い市へ支払う駐車場使用料は、以下の算定式に基づき、全体の駐車場使用料（Y 円）からα台分を差し引いた金額（公共施設利用者用の駐車台数 120 台分）の使用料とする。</p> <p>【特定事業者が徴収代行を行い市へ支払う駐車場使用料の算定式】</p> $\text{徴収代行を行い市へ支払う駐車場使用料（Y' 円）} = \text{駐車場全体の駐車場使用料（Y 円）} \times \frac{120 \text{（公共施設利用者用の駐車台数）}}{120 \text{（公共施設利用者用の駐車台数）} + \alpha \text{（民間施設利用者用の駐車場）}}$	<p>※3：特定事業者は、<u>公共施設利用者用の駐車場 120 台分及び民間施設利用者用の駐車場 α 台分の全体の駐車場使用料について徴収代行を行う。</u>市は、以下の算定式に基づき、全体の駐車場使用料（Y 円）のうちα台分の金額（Y' 円）を特定事業者へ支払う。</p> <p>【駐車場使用料のうち市が特定事業者へ支払う額の算定式】</p> $\text{駐車場使用料のうち市が特定事業者へ支払う額（Y' 円）} = \text{駐車場全体の駐車場使用料（Y 円）} \times \frac{\alpha \text{（民間施設利用者用の駐車台数）}}{120 \text{（公共施設利用者用の駐車台数）} + \alpha \text{（民間施設利用者用の駐車場）}}$
2	16	<p>2. 応募者の備えるべき参加資格要件 (略)</p> <p>ア 共通事項</p> <p> C. 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領及び宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。</p>	<p>2. 応募者の備えるべき参加資格要件 (略)</p> <p>ア 共通事項</p> <p> C. 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領及び宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。</p>

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
3	17	<p>2. 応募者の備えるべき参加資格要件 （略）</p> <p>イ設計業務、工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。</p> <p>a. 参加表明書及び参加資格確認申請書受付時に、本市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること（令和5年1月に登録受付開始予定）。</p> <p>b. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>c. 延床面積3,500㎡以上の公共施設の設計実績があること。</p>	<p>2. 応募者の備えるべき参加資格要件 （略）</p> <p>イ設計業務、工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。</p> <p><u>なお、設計業務を複数企業で行う場合、工事監理業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。</u></p> <p>a. 参加表明書及び参加資格確認申請書受付時に、本市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること（令和5年1月に登録受付開始予定）。</p> <p>b. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>c. 延床面積3,500㎡以上の公共施設の設計実績があること。</p>

<要求水準書>

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）				
1	34	<p>1 本施設の整備水準</p> <p>(3) 諸室の整備水準</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">諸室仕様</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診では、パーティション等で仕切った個室3室を設け、健診時の個別相談、心理テスト、聴覚・視力検査及び産婦休養等に使用できるものとする。 ・ 長机および椅子を並べて講座等ができるものとする。 ・ 使用していない長机および椅子を収納する倉庫を併設すること。 ・ 離乳食教室等の開催に利用するため、可動式のキッチン1台を設けること。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 乳幼児向けのイベント等でカーペット又は畳を敷設して利用できるものとする。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 整形で多目的に使いやすい平面形状とすること。 ・ 飲食を伴う利用を想定し、床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮すること。 ・ 必要に応じ遮光できる仕様とする。 </td> </tr> </table>	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診では、パーティション等で仕切った個室3室を設け、健診時の個別相談、心理テスト、聴覚・視力検査及び産婦休養等に使用できるものとする。 ・ 長机および椅子を並べて講座等ができるものとする。 ・ 使用していない長机および椅子を収納する倉庫を併設すること。 ・ 離乳食教室等の開催に利用するため、可動式のキッチン1台を設けること。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 乳幼児向けのイベント等でカーペット又は畳を敷設して利用できるものとする。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 整形で多目的に使いやすい平面形状とすること。 ・ 飲食を伴う利用を想定し、床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮すること。 ・ 必要に応じ遮光できる仕様とする。 	<p>1 本施設の整備水準</p> <p>(3) 諸室の整備水準</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">諸室仕様</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診では、<u>多目的室の一角に移動間仕切り等</u>パーティションで仕切った個室3室（<u>各室10㎡程度</u>）を設け、健診時の個別相談、心理テスト、聴覚・視力検査及び産婦休養等に使用できるものとする。 ・ 長机および椅子を並べて講座等ができるものとする。 ・ 使用していない長机および椅子を収納する倉庫を併設すること。 ・ 離乳食教室等の開催に利用するため、可動式のキッチン1台を設けること。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 乳幼児向けのイベント等でカーペット又は畳を敷設して利用できるものとする。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 整形で多目的に使いやすい平面形状とすること。 ・ 飲食を伴う利用を想定し、床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮すること。 ・ 必要に応じ遮光できる仕様とする。 </td> </tr> </table>	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診では、<u>多目的室の一角に移動間仕切り等</u>パーティションで仕切った個室3室（<u>各室10㎡程度</u>）を設け、健診時の個別相談、心理テスト、聴覚・視力検査及び産婦休養等に使用できるものとする。 ・ 長机および椅子を並べて講座等ができるものとする。 ・ 使用していない長机および椅子を収納する倉庫を併設すること。 ・ 離乳食教室等の開催に利用するため、可動式のキッチン1台を設けること。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 乳幼児向けのイベント等でカーペット又は畳を敷設して利用できるものとする。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 整形で多目的に使いやすい平面形状とすること。 ・ 飲食を伴う利用を想定し、床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮すること。 ・ 必要に応じ遮光できる仕様とする。
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診では、パーティション等で仕切った個室3室を設け、健診時の個別相談、心理テスト、聴覚・視力検査及び産婦休養等に使用できるものとする。 ・ 長机および椅子を並べて講座等ができるものとする。 ・ 使用していない長机および椅子を収納する倉庫を併設すること。 ・ 離乳食教室等の開催に利用するため、可動式のキッチン1台を設けること。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 乳幼児向けのイベント等でカーペット又は畳を敷設して利用できるものとする。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 整形で多目的に使いやすい平面形状とすること。 ・ 飲食を伴う利用を想定し、床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮すること。 ・ 必要に応じ遮光できる仕様とする。 						
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診では、<u>多目的室の一角に移動間仕切り等</u>パーティションで仕切った個室3室（<u>各室10㎡程度</u>）を設け、健診時の個別相談、心理テスト、聴覚・視力検査及び産婦休養等に使用できるものとする。 ・ 長机および椅子を並べて講座等ができるものとする。 ・ 使用していない長机および椅子を収納する倉庫を併設すること。 ・ 離乳食教室等の開催に利用するため、可動式のキッチン1台を設けること。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 乳幼児向けのイベント等でカーペット又は畳を敷設して利用できるものとする。不使用時には併設した倉庫に収納できるものとする。 ・ 整形で多目的に使いやすい平面形状とすること。 ・ 飲食を伴う利用を想定し、床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮すること。 ・ 必要に応じ遮光できる仕様とする。 						

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）				
2	41	<p>1 本施設の整備水準</p> <p>(3) 諸室の整備水準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">諸室仕様</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・床はスポーツ等での利用に適したフローリングとすること。 ・天井は球技（バスケットボールが実施可能）の利用が可能な高さを確保すること。 ・2グループが同時に異なるスポーツ等で利用できるようネット等で分割して利用できるものとする <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> </tr> </table>	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・床はスポーツ等での利用に適したフローリングとすること。 ・天井は球技（バスケットボールが実施可能）の利用が可能な高さを確保すること。 ・2グループが同時に異なるスポーツ等で利用できるようネット等で分割して利用できるものとする <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>1 本施設の整備水準</p> <p>(3) 諸室の整備水準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">諸室仕様</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・床はスポーツ等での利用に適したフローリングとすること。 ・天井は球技（バスケットボールが実施可能）の利用が可能な高さを <u>7m以上</u>確保すること。 ・2グループが同時に異なるスポーツ等で利用できるようネット等で分割して利用できるものとする <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> </tr> </table>	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・床はスポーツ等での利用に適したフローリングとすること。 ・天井は球技（バスケットボールが実施可能）の利用が可能な高さを <u>7m以上</u>確保すること。 ・2グループが同時に異なるスポーツ等で利用できるようネット等で分割して利用できるものとする <p style="text-align: center;">(略)</p>
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・床はスポーツ等での利用に適したフローリングとすること。 ・天井は球技（バスケットボールが実施可能）の利用が可能な高さを確保すること。 ・2グループが同時に異なるスポーツ等で利用できるようネット等で分割して利用できるものとする <p style="text-align: center;">(略)</p>						
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・床はスポーツ等での利用に適したフローリングとすること。 ・天井は球技（バスケットボールが実施可能）の利用が可能な高さを <u>7m以上</u>確保すること。 ・2グループが同時に異なるスポーツ等で利用できるようネット等で分割して利用できるものとする <p style="text-align: center;">(略)</p>						

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
3	73	<p>1 基本事項</p> <p>(5) 使用料の徴収について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、公共施設等における使用料は、自主事業にかかる徴収代金を除き、特定事業者の収入としない。ただし、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、利用者からの使用料のうち民間施設利用者用の駐車台数分は、特定事業者の収入とすることができる（詳細は募集要項「第2 7. ⑤駐車場運營業務からの収入」による）。 	<p>1 基本事項</p> <p>(5) 使用料の徴収について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、公共施設等における使用料は、自主事業にかかる徴収代金を除き、特定事業者の収入としない。ただし、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、<u>特定事業者は、公共施設利用者用の駐車場 120 台分及び民間施設利用者用の駐車場分の全体の駐車場使用料について徴収代行を行い、市は、全体の駐車場使用料のうち民間施設利用者用の駐車場分の金額を特定事業者へ支払う（詳細は募集要項「第2 7. ④駐車場運營業務からの収入」による）。</u>

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
4	83	<p>5 駐車場運営業務</p> <p>(2) 貸出条件</p> <p>ア 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の運営業務における、施設利用者からの使用料は、特定事業者が料金徴収業務を実施し、徴収代金を市に納付する。ただし、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、利用者からの使用料のうち民間施設利用者用の駐車台数分は、特定事業者の収入とすることができる（詳細は募集要項「第2 7. ⑤駐車場運営業務からの収入」による）。 <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>5 駐車場運営業務</p> <p>(2) 貸出条件</p> <p>ア 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の運営業務における、施設利用者からの使用料は、特定事業者が料金徴収業務を実施し、徴収代金を市に納付する。ただし、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、<u>特定事業者は、公共施設利用者用の駐車場 120 台分及び民間施設利用者用の駐車場分の全体の駐車場使用料について徴収代行を行い、市は、全体の駐車場使用料のうち民間施設利用者用の駐車場分の金額を特定事業者へ支払う（詳細は募集要項「第2 7. ④駐車場運営業務からの収入」による）。</u> <p style="text-align: center;">（略）</p>

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
5	83 84	<p>5 駐車場運営業務</p> <p>(3) 業務内容</p> <p>イ 料金徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業者は、条例に基づき、利用者から使用料を徴収し、市の収入とする。ただし、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、利用者からの使用料のうち民間施設利用者用の駐車台数分は、特定事業者の収入とすることができる（詳細は募集要項「第2 7. ⑤駐車場運営業務からの収入」による）。 <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>5 駐車場運営業務</p> <p>(3) 業務内容</p> <p>イ 料金徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業者は、条例に基づき、利用者から使用料を徴収し、市の収入とする。ただし、公共施設利用者用の駐車台数 120 台を確保した上で、民間施設利用者用の駐車場を公共施設利用者用の駐車場と複合的に整備した場合、<u>特定事業者は、公共施設利用者用の駐車場 120 台分及び民間施設利用者用の駐車場分の全体の駐車場使用料について徴収代行を行い、市は、全体の駐車場使用料のうち民間施設利用者用の駐車場分の金額を特定事業者へ支払う（詳細は募集要項「第2 7. ④駐車場運営業務からの収入」による）。</u> <p style="text-align: center;">（略）</p>

<様式集及び記載要領 (Word 版) >

No.	様式	旧 (修正前 : 令和 5 年 1 月 17 日公表)	新 (修正後 : 令和 5 年 2 月 22 日公表)														
1	審査様式一覧	<p>様式番号及びタイトル (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>7. 図面集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(様式 7-1) 図面集表紙</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-2) パース</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-3) 配置図 (縮尺 1/1000)</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-4) 各階平面図 (縮尺 1/600)</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-5) 立面図、断面図 (縮尺 1/600)</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-6) 外構・植生計画図 (縮尺 1/1000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	7. 図面集	(様式 7-1) 図面集表紙	(様式 7-2) パース	(様式 7-3) 配置図 (縮尺 1/1000)	(様式 7-4) 各階平面図 (縮尺 1/600)	(様式 7-5) 立面図、断面図 (縮尺 1/600)	(様式 7-6) 外構・植生計画図 (縮尺 1/1000)	<p>様式番号及びタイトル (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>7. 図面集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(様式 7-1) 図面集表紙</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-2) パース</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-3) 配置図 (縮尺 1/1000)</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-4) 各階平面図 (縮尺 1/600)</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-5) 立面図、断面図 (縮尺 1/600)</td> </tr> <tr> <td>(様式 7-6) 外構 ・植生計画図 (縮尺 1/1000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">※図面集に縮尺記載</p>	7. 図面集	(様式 7-1) 図面集表紙	(様式 7-2) パース	(様式 7-3) 配置図 (縮尺 1/1000)	(様式 7-4) 各階平面図 (縮尺 1/600)	(様式 7-5) 立面図、断面図 (縮尺 1/600)	(様式 7-6) 外構 ・植生計画図 (縮尺 1/1000)
7. 図面集																	
(様式 7-1) 図面集表紙																	
(様式 7-2) パース																	
(様式 7-3) 配置図 (縮尺 1/1000)																	
(様式 7-4) 各階平面図 (縮尺 1/600)																	
(様式 7-5) 立面図、断面図 (縮尺 1/600)																	
(様式 7-6) 外構・植生計画図 (縮尺 1/1000)																	
7. 図面集																	
(様式 7-1) 図面集表紙																	
(様式 7-2) パース																	
(様式 7-3) 配置図 (縮尺 1/1000)																	
(様式 7-4) 各階平面図 (縮尺 1/600)																	
(様式 7-5) 立面図、断面図 (縮尺 1/600)																	
(様式 7-6) 外構 ・植生計画図 (縮尺 1/1000)																	

No.	様式	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
2	様式 2-4	<p>応募者の資格要件確認書（建設企業） （略）</p> <p>※A4版で作成してください。</p> <p>※企業毎に「社印」を押印の上、提出してください。</p> <p>※令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿の登録要件を証明する資料は、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が提出してください。</p> <p>※建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていることを証明する資料の写しを添付してください。（正・副本ともに1部添付。）</p> <p>※上記建築一式工事の過去3年間の平均完成工事高が2億円以上であることを証明する資料として、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付してください。（正・副本ともに1部添付。）</p> <p>※上記実績を示す資料の写しを添付してください。（正・副本ともに1部添付。）</p> <p>※記入欄が足りない場合は本様式に準じ適宜作成・追加してください。</p>	<p>応募者の資格要件確認書（建設企業） （略）</p> <p>※A4版で作成してください。</p> <p>※企業毎に「社印」を押印の上、提出してください。</p> <p>※令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿の登録要件を証明する資料は、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が提出してください。<u>（正・副本ともに1部添付。）</u></p> <p>※建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていることを証明する資料の写しを添付してください。（正・副本ともに1部添付。）</p> <p>※上記建築一式工事の過去3年間の平均完成工事高が2億円以上であることを証明する資料として、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付してください。（正・副本ともに1部添付。）</p> <p><u>※建設一式工事の完成工事高は、過去3年以内に完了した工事のうち代表的な事業の件名・工事高と過去3年間の平均完成工事高を記載してください。</u></p> <p>※上記<u>延床面積3,500㎡以上の公共施設の施工</u>実績を示す資料の写しを添付してください。（正・副本ともに1部添付。）</p> <p>※記入欄が足りない場合は本様式に準じ適宜作成・追加してください。</p>

No.	様式	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）																		
3	様式 7-1	V. 図面集 (略) <table border="1" data-bbox="392 300 1176 579"> <tr> <td>7-3</td> <td>配置図（縮尺 1/500）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>7-4</td> <td>各階平面図（縮尺 1/400）</td> </tr> <tr> <td>7-5</td> <td>立面図、断面図（縮尺 1/400）</td> </tr> <tr> <td>7-6</td> <td>外構計画図（縮尺 1/500）</td> </tr> </table> (略)	7-3	配置図（縮尺 1/500）	(略)	7-4	各階平面図（縮尺 1/400）	7-5	立面図、断面図（縮尺 1/400）	7-6	外構計画図（縮尺 1/500）	V. 図面集 (略) <table border="1" data-bbox="1243 300 2049 579"> <tr> <td>7-3</td> <td>配置図（縮尺 1/500 <u>以上*</u>）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>7-4</td> <td>各階平面図（縮尺 1/400 <u>以上*</u>）</td> </tr> <tr> <td>7-5</td> <td>立面図、断面図（縮尺 1/400 <u>以上*</u>）</td> </tr> <tr> <td>7-6</td> <td>外構計画図（縮尺 1/500 <u>以上*</u>）</td> </tr> </table> (略)	7-3	配置図（縮尺 1/500 <u>以上*</u> ）	(略)	7-4	各階平面図（縮尺 1/400 <u>以上*</u> ）	7-5	立面図、断面図（縮尺 1/400 <u>以上*</u> ）	7-6	外構計画図（縮尺 1/500 <u>以上*</u> ）
7-3	配置図（縮尺 1/500）	(略)																			
7-4	各階平面図（縮尺 1/400）																				
7-5	立面図、断面図（縮尺 1/400）																				
7-6	外構計画図（縮尺 1/500）																				
7-3	配置図（縮尺 1/500 <u>以上*</u> ）	(略)																			
7-4	各階平面図（縮尺 1/400 <u>以上*</u> ）																				
7-5	立面図、断面図（縮尺 1/400 <u>以上*</u> ）																				
7-6	外構計画図（縮尺 1/500 <u>以上*</u> ）																				
		※対象施設の定義は、要求水準書「第1 8 (3) ア 施設内容」を参照すること。	※対象施設の定義は、要求水準書「第1 8 (3) ア 施設内容」を参照すること。 <u>※縮尺は、1/300 等への変更も可とする。</u>																		

No.	様式	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）																						
4	様式 2-8	<p>資格審査の付属資料提出確認書 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設企業</td> <td>⑫</td> <td>令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿に、総合点数（建築一式）750点以上で登録があることを証明する資料</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証明する資料</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>建築一式工事の年間平均完成工事高（税込み額）が2億円以上であることを証明する資料 ※上記施工実績が特別建設共同企業体によるものである場合は、代表構成員としてのものであることを証明する資料を提出すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		建設企業	⑫	令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿に、総合点数（建築一式）750点以上で登録があることを証明する資料	⑬	建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証明する資料	⑭	建築一式工事の年間平均完成工事高（税込み額）が2億円以上であることを証明する資料 ※上記施工実績が特別建設共同企業体によるものである場合は、代表構成員としてのものであることを証明する資料を提出すること。	(略)		<p>資格審査の付属資料提出確認書 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設企業</td> <td>⑫</td> <td>令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿に、総合点数（建築一式）750点以上で登録があることを証明する資料</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証明する資料</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>建築一式工事の過去3年間平均完成工事高（税込み額）が2億円以上であることを証明する資料 ※上記施工実績が特別建設共同企業体によるものである場合は、代表構成員としてのものであることを証明する資料を提出すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)		建設企業	⑫	令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿に、 総合点数（建築一式）750点以上 で登録があることを証明する資料	⑬	建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証明する資料	⑭	建築一式工事の 過去3年間 平均完成工事高（税込み額）が2億円以上であることを証明する資料 ※上記施工実績が特別建設共同企業体によるものである場合は、代表構成員としてのものであることを証明する資料を提出すること。	(略)	
(略)																									
建設企業	⑫	令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿に、総合点数（建築一式）750点以上で登録があることを証明する資料																							
	⑬	建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証明する資料																							
	⑭	建築一式工事の年間平均完成工事高（税込み額）が2億円以上であることを証明する資料 ※上記施工実績が特別建設共同企業体によるものである場合は、代表構成員としてのものであることを証明する資料を提出すること。																							
(略)																									
(略)																									
建設企業	⑫	令和5・6年度宇部市競争入札参加資格者名簿に、 総合点数（建築一式）750点以上 で登録があることを証明する資料																							
	⑬	建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証明する資料																							
	⑭	建築一式工事の 過去3年間 平均完成工事高（税込み額）が2億円以上であることを証明する資料 ※上記施工実績が特別建設共同企業体によるものである場合は、代表構成員としてのものであることを証明する資料を提出すること。																							
(略)																									

<サービス対価の算定、支払い及び改定方法>

No.	頁	旧（修正前：令和5年1月17日公表）	新（修正後：令和5年2月22日公表）
1	6	<p>3. 2 サービス対価Bの改定 (3) 改定方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、第1回目の改定においては、以下のように置き換えるものとする。 C1 (t)：提案時のサービス対価B P (m)：令和8年10月1日時点で確認できる最新の基準となる指標地 P (n)：企画提案書提出日の属する月の指標の確定値（令和5年4月の指標の確定値）</p>	<p>3. 2 サービス対価Bの改定 (3) 改定方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、第1回目の改定においては、以下のように置き換えるものとする。 C1 (t)：提案時のサービス対価B P (m)：令和7年10月1日時点で確認できる直近月の指標の確定値 P (n)：企画提案書提出日の属する月の指標の確定値（令和5年4月の指標の確定値）</p>